



JETRO

RCEP協定解説書（中国編）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所、調査部

2023年4月



目次

I. RCEP協定の概要

II. RCEP協定における原産地証明制度

III. RCEP協定の実施・利用促進に関する主な政策

1 | RCEP協定の概要

- 「**地域的な包括的経済連携（RCEP）協定**」は、関税の削減・撤廃を通じて地域経済の一体化を促進し、商品とサービスの自由な流動を可能とし、加盟国間の統一的な市場を確立する経済連携協定（EPA）。

経緯

- 「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」 (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement)は2012年11月に交渉立上げが宣言され、2013年5月以降31回の交渉会合、19回の閣僚会合および4回の首脳会議を経て、2020年11月の第4回RCEP首脳会議にて署名され、2022年1月1日に発効を迎えた。**世界のGDP・貿易総額・人口の約3割を占める広域経済連携協定**である。
- RCEP協定を通じて、ASEAN諸国（10カ国）と中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド等の諸国との間における「10+1」の自由貿易協定、および当該諸国間における既存の多角的な自由貿易パートナーシップ関係が整理・統合されるほか、日中、日韓間における新たな自由貿易パートナーシップ関係が確立された。

RCEP協定加盟国（批准・発効の状況）

時期	主な進展
2022年1月1日	ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムなどのASEAN6カ国と中国、日本、オーストラリア、ニュージーランドの間で正式に発効・実施
2022年2月1日	韓国で発効・実施
2022年3月18日	マレーシアで発効・実施
2022年5月1日	中国・ミャンマー間で発効・実施
2023年1月2日	インドネシアで発効・実施
2023年2月21日	フィリピン上院議会が批准

2 | RCEP協定における市場アクセス

- 日本は既にほとんどの工業製品で輸入関税を撤廃しているが、RCEP協定では**農産物・食品・アパレル・化学製品**を対象とする関税の減免が重点的に行われた。
- 中国は協定の枠組みの下で**約86%の日本の工業製品を対象とする輸入関税を段階的に免除**（特に化学工業製品、光学製品、ゴム製品、鉄鋼製品、自動車部品など）。

<中国の主な関税譲許品目・スケジュール（対日輸入）>

製品の類別	対日減税製品の占める割合	減税の幅（締結後1年目）	減税のスケジュール
食品、飲料、酒・タバコ、その製品	81%を超過	約10%	大部分の商品は段階的に引下げ。11年目から0%関税を実施
エンジン、その部品	86%を超過	約10%	大部分の商品は段階的に引下げ。11年目から0%関税を実施
車両、その部品	61%を超過	約5%	大部分の商品は段階的に引下げ。11年目から0%関税を実施
光学、精密設備、時計、楽器	92%を超過	約10%	大部分の商品は段階的に引下げ。11年目から0%関税を実施

<日本の主な関税譲許品目・スケジュール（対中輸入）>

製品の類別	対中減税製品の占める割合	減税の幅（締結後1年目）	減税のスケジュール
農産物	47%を超過	約7%	大部分の商品は段階的に引下げ。16年目から0%関税を実施
紹興酒、白酒	53%を超過	約7%	大部分の商品は段階的に引下げ。16年目から0%関税を実施
アパレル	100%	約7%	大部分の商品は段階的に引下げ。16年目から0%関税を実施
化学製品・プラスチック製品	95%を超過	約7%	大部分の商品は段階的に引下げ。16年目から0%関税を実施

（出所）関税に係る約束表に基づいて整理

3 | RCEP協定の規定

- RCEP協定の規定には全20章と17の別紙が含まれている。開発途上国や制度の異なる様々な国家間の知的財産、電子商取引など、幅広い分野で義務と規律が定められている。
- 域内における自由かつ公正な経済秩序の構築に向けた重要な一歩となる規定が整備されている。

投資

- 投資市場への参入時における各加盟国による一律の**ネガティブリストモデルの確実な実施**、非サービス業投資におけるネガティブリストの国際協定への初の導入、製造業・農業・林業・漁業・採鉱業の5つの分野における高度な自由化に向けた約束、投資の透明性の向上
- **外国投資者の権益に対する保護の強化**、RCEP協定に基づくサービス・投資委員会の設立、投資者へのコンサルティングサービスの提供、承認審査手続の簡素化

電子商取引（EC）

- **ペーパーレス化**された貿易の実施、越境取引の透明性の向上および取引コストの削減に向けた各締約国への提唱
- 電子署名と電子認証の承認、越境電子商取引（越境EC）の促進、越境データの自由な流動に関する条件付きの許可

通関手続

- 90日以内の輸入貨物の関税分類、原産地性の判断、関税評価などの事項に対する事前教示の実施
- 「貿易主体」（輸出入貨物の荷送人や荷受人、委託を受けた通関業者）が貨物輸入の手続きに必要な通関文書等を「輸入国の税関」に事前提出し、「輸入国の税関」が貨物到着前処理の許可を発出する
- 税関監督管理のハイリスク貨物への集中化、ローリスク貨物の審査通過の加速、生鮮貨物と速達便貨物に対する**6時間以内**の審査通過への尽力

その他

- **貨物の原産地規則**規定の充足時における協定原産地資格の具備および輸入締約国が約束した優遇関税待遇の享受
- WTOよりも更に高い基準の知的財産権保護規則の制定、知的財産権侵害に対する厳重な取締りなど

1 | RCEP協定の原産地証明制度 (1)

- 原産地規則（別名「貨物原産地規則」）とは、一国（地域）において国家（地域）の法令または国際協定の下に確定された原則に基づいて制定および実施されている、**貨物生産・製造国家（地域）の確定を目的とする具体的な規定**を示し、貨物貿易の基礎の一つとなっている。

原産地証明書に関するよくある質問

- **原産地証明書の発給機関は？**
 - 中国の証明書発給機関は直属の税関、隷属する税関、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）およびその地方支部となっている。
 - 税関と中国国際貿易促進委員会が発給するRCEP協定に係る原産地証明書は、それぞれ同等の法的効力を有しており、申請者は同等の関税優遇を享受することができる。
- **RCEP協定に係る原産地証明書の申請方法は？**
 - 申請者はインターネット+税関（<http://online.customs.gov.cn/>）または中国国際貿易「単一窓口」（<https://www.singlewindow.cn>）を通じて原産地証明書の処理を申請することができる。
 - 中国国際貿易「単一窓口」での申請例：「原産地明証」ボタンをクリック→「税関原産地証明書」ページへ移行→申告の実施。
- **中国から輸出を行う際のRCEP協定に係る原産地証明書のセルフプリントの可否は？**
 - シンガポール、タイ、日本、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、マレーシアへ輸出を行う際のRCEP協定に係る原産地証明書はセルフプリントが可能となっている。セルフプリントにより、原産地証明書の申請・受領の全過程を電子化でき、企業の費用と手間を節約することができるというメリットがある。
 - セルフプリントが許可されていない原産地証明書の場合、企業は原産地証明書のフォーマットをプリントアウトし、中国語と英語で記された企業の印章を押捺し、授権者の署名後に原産地証明書の発給地を訪れて発給手続を処理する必要がある。
- **貨物のRCEP協定税率の利用可否に関する照会方法は？**
 - 「中国自由貿易区服務網」（<http://fta.mofcom.gov.cn/index.shtml>）へログイン後、トップページの「協定税率」と記されたモジュール上の「原産地」・「目的地」・「商品コード」ボタンをそれぞれクリックして輸出貨物の優遇関税を照会することができる。

1 | RCEP協定の原産地証明制度 (2)

- **認定輸出者**とは、税関の認定を経て、輸出または生産する優遇貿易協定上の原産資格を具備する貨物に対して原産地声明を自ら発行することのできる企業。

認定輸出者となるための要件

認定輸出者は次の3つの条件を満たしていなければならない。

- (1) 税関の高級認証企業への該当
- (2) 関連優遇貿易協定上の原産地規則の把握
- (3) 完備された原産資格文書管理制度の確立

認定輸出者の申請方法

申請者は中国国際貿易「単一窓口」

(<https://www.singlewindow.cn>) または「インターネット+税関」一体化オンライン事務プラットフォーム (<http://online.customs.gov.cn>) 上の「認定輸出者管理情報化システム」を通じて「中国税関認定輸出者申請書」を所在地における直属の税関に提出しなければならない。

(出所) 中国ASEAN経済貿易センター

申請書に記載が必要な5つの項目

- (1) 企業の中英文名称、中英文住所、統一社会信用コード、税関信用等级、企業類型、担当者情報などの基本的な情報
- (2) 企業の主要輸出貨物の中英文名称、規格・型式、HSコード、適用を受ける優遇貿易協定、具体的な原産地基準、貨物に使用されるすべての材料・部品の構成状況などの情報
- (3) 関連の優遇貿易協定上の原産地規則の把握に関する確約声明
- (4) 完備された貨物原産資格文書管理制度の確立に関する確約声明
- (5) 原産地声明書に押される予定の印章の印影

2 | 取引のトラブル事例と解決策

- RCEP協定の原産地規則は比較的多く、企業は当該規則の利用時に様々な問題に遭遇する可能性がある。
- 下記事例を通じてRCEP協定に係る規則、特に原産地規則に対する理解を深め、解決方法を理解することで、当該規則を有効に利用することができる。

事例1：原産地基準の記入ミスによる税関からの原産地証明書発給の拒絶

経緯	湖北省宜昌市の某電解コンデンサー用アルミ箔生産企業は、出入国審査場の税関にてRCEP協定に係る原産地証明書を申請する際、原産地基準との不一致性により証明書の発給申請を行うことができなかった。企業が申告した「電解コンデンサー用アルミ箔」（HSコード760719）は「PE」原産地基準（「原産材料のみから生産される製品」の意）であったにもかかわらず、検査時におけるその主要原料は日本から輸入されたアルミ電極箔であり、「PE」原産地基準の規定を満たしていなかったことが原因であった。
解決方法	宜昌税関の「原産地累積ルール」を利用した「PE」原産地基準から「PE(ACU：累積)」原産地基準への変更後に、企業はRCEP協定に係る証明書の発給を円滑に受けることができた。
事例の示唆	企業の担当者がRCEP協定の原産地規則、特に原産地基準に習熟することをお勧めする。仮に原産地証明書の申告時にトラブルが発生した場合には、積極的に税関に支援を求めなければならない。

事例2：原産地証明書上の商品の項数と元の通関申告表上の項数の不一致

経緯	某自動車部品企業は価値が1,400万元強の自動車部品を日本から輸入した。自動車部品の種類の雑多性により元の輸入時に関連規定に従って合併された方法を採用して申告していたことから、原産地証明書上の商品の項数と、元の通関申告表上の商品の項数に齟齬が生じ、企業は証明書を有していたにもかかわらず、担保を消し込んで優遇を利用することができないというトラブルに直面した。
解決方法	税関は逐条削除・再申請の方法の採択を通じて通関書に対する項目ごとの特別案件処理を行い、課税計算ベース価格を修正し、企業は最終的に約30万元の関税などの減免を受けることができた。
事例の示唆	企業は原産地証明書を速やかに処理し、準備業務を遂行するよう輸出業者に注意喚起しなければならない。また、問題に遭遇した際は速やかに税関の通関を担当する部門に支援を求めなければならない。

1 中央政府のRCEP協定に関する政策

- 中央政府はRCEP協定の質の高い実施に向けて、多くの関連政策を立て続けに公布している。代表的な法令として以下が挙げられる。

1. 商務部等6部門「RCEP協定の質の高い実施に関する指導意見」

- **加盟国の減税に係る約束の着実な利用**、優位性を備えた製品の輸出入の拡大および貨物貿易発展の促進に向けた**企業への奨励**
- RCEP協定加盟国との間における原産地電子ネットワーク構築の共同推進の模索、セルフプリント証明書適用国の拡大、**優遇原産地規則の実効発揮の確保**
- 特別な状況を除き、輸出入の段階における監督管理証明書を「**単一窓口**」に統一的に組み入れて受理し、加盟国間における「**認定事業者 (AEO)**」の相互承認をめぐる提携の積極的な推進
- **投資ネガティブリストに関する約束**の遂行。サービス業に係る具体的な約束表をポジティブリストからネガティブリストへ転換し、協定発効から可能な限り6年以内に完成させる
- **越境電子商取引 (越境EC) の質の高い発展**の推進、デジタル証憑と電子署名の国際的な相互承認の推進、電子商取引における消費者と個人情報に対する保護の強化

2. 「中国税関総署『地域的な包括的経済連携協定』輸出入貨物原産地管理弁法」

条項	主な内容
第三条 ないし 第十三条	「協定」における原産資格の取得条件は、いずれも現行の各優遇貿易協定における原産地規則の通用条項とする
第十四条 ないし 第十六条	原産資格を具備する貨物について、その原産国（地区）の判定基準には、一般的原産国（地区）判断基準、「特別貨物リスト」貨物原産国（地区）判断基準、および上記の2つの基準を通じても原産国（地区）を確定することのできない際の判断基準が含まれている
第十八条 ないし 第二十一条	原産地証明には原産地証書と原産地声明が含まれており、原産地証書と原産地声明が満たさなければならない基準が明確にされている
第二十五条	「協定」における原産貨物は、中国において輸入通関手続を処理するときは、相応の協定税率の適用を選択することができる

2 | 地方政府のRCEP協定に関する政策

- RCEP協定の準備段階から発効後にかけて、中国の各地方政府は続々とRCEP協定の実施に関する政策を公布。中央政府に比べ、地方政府の実施方法はより柔軟であり、これについては北京大興区の**北京日中イノベーション提携モデル区**や大連の**RCEP（大連）国際ビジネス区**を例に挙げることができる。

1. 北京日中イノベーション提携モデル区

- 北京市大興区に位置する北京日中イノベーション提携モデル区（以下「日中モデル区」）は、2021年に国家発展改革委員会から設立に対する正式な承認を受けた。
- **「RCEP+」サービスセンター**が設立され、「RCEP+」の先行モデル区の構築に力点が置かれている。
- **日本科学技術成果展示取引ホール**が設立され、国際的な外交イベントの開催や科学技術成果の実用化、イノベーションエコシステムの育成、知的財産権の国際化サービスなどの機能が一体化し、日中間のイノベーション交流と提携に向けた新たな門戸が構築されている。

（出所）開放北京公式ウェブサイト

2. RCEP（大連）国際ビジネス区

- 2022年11月16日にRCEP（大連）国際ビジネス区が開業。通関や物流、金融、法律などの「ワンストップサービス」が中国国内外の貿易企業に提供されている。
- 同区には以下の機構などが入居している。
 - ・ 企業海外渡航センター
 - ・ 国際サプライチェーンサービスセンター
 - ・ 科学技術企業成長起業支援センター
 - ・ RCEP研究促進センター

（出所）大連市政府公式ウェブサイト

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時期：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230002>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課



03-3582-5181



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載